

日本語学校関係者の皆様へ、留学生支援の絆を創ろう！

——日振協から抜けると不利益をこうむるか——

◆公正さを欠く日本語教育振興協会の引き留め工作

全国の日本語学校関係者の間で、日本語教育振興協会（日振協）の運営を巡って様々な疑問が日本語学校関係者から投げかけられている。これは、日振協の協会運営をめぐる不祥事をきっかけとして、昨年来、文部科学省が主管となり、法務省、外務省など関係省庁、並びに日本語教育機関関係者らによる「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議（日本語教育検討会議）」を設けて検討し、今春「取りまとめ報告書」で明らかにした日本語学校設立の新規審査基準策定など「教育の質保証」を確保する新制度を含めた様々な情報が、日本語学校関係者の末端まできちんと伝わっていないことから起きている問題だ。

例えば、法務省に新規審査を申請すれば、日振協の新規審査を受けずとも、何の支障もなく済んだこと。変更審査も同様であること。また3年に1度の割で日振協が行なっている更新審査は従来から法的には無用であったこと。などよく調べればわかる情報が、日本語学校関係者や日振協の維持会員に正確に伝わらず、日本語学校や日振協の維持会員校の中には、あたかも日振協の新規審査や更新審査を受けなければ法務省の告示が得られないような錯覚に陥っていた所もあり、現在も同様の錯覚状態がかなりの学校にある。日振協自身も錯覚を与えるような説明をし、かつ「維持会費を払わないと、情報提供が受けられないですよ」など、会を抜けると著しい不利益をこうむるような印象を与える財団法人にふさわしくない恣意的説明に終始してきた、と指摘する声も日本語学校関係者から上がっており、問題になっている。

日振協の維持会員校の中には、「公益性を重んじる財団法人でありながら、日振協が天下り体質に浸かって入会金、会費、審査料などを不当に高く取って国会で厳しく追及されたにもかかわらず、維持会費や審査料の一時的軽減変更などの微修正を加えただけで、日振協幹部が誰一人として責任をとろうとしないのはおかしい」と厳しく批判する意見もある。

こうした批判のうち、代表的な声をここに紹介しよう。九州・沖縄地区の日振協の日本語関係者の間で論議されているものだ。

ある日本語学校経営者は、日振協の審査料などの一時的軽減措置について次のように同協会の内部事情を明かしている。

「22年の事業仕分け以来、日本語教育振興協会がどのような立場になるか、国はどのような結論を出すのか、23年の3月まで待っていましたが、結局、なんら方針を出さず、また、日振協もそれに対して、維持会員に対して国のせいにするだけで、日振協は今後どのような立場で行くのか選択肢も方向性も出さないまま、維持会費のみ昨年から12万円に減額し、積立金から不足分を補助するかたちで、ここ3年間に限り、12万円に減額しています」

「会費の減額は、当初、評議委員内で検討された時は、2万円から3万円の小幅なものでしたが、『年会費は高すぎる』と、文部科学省あたりからも指摘されたようです。公益性のある財団法人が蓄財してきたことに対して『会員から集めた会費で成り立っている以上、減額は当然である』という考えによるものです」

◆平成24年度終了の維持会費軽減措置、改まらぬ金権体質

同経営者の報告は、日振協が昨年2月9日、東京・如水会館で開いた理事会で採択された「維持会員及び審査料の負担軽減措置について」とその後の追加修正に基づくものと見られる。

それによると、日振協は「維持会費」については、学校関係者の批判に応じて平成22年度から24年度までの3年間、特例措置として、現行18万円の維持会員会費を12万円に軽減を図る。正確に言うと維持会費は12万+学生数×250円となる。しかしこの軽減措置も今の平成24年度で打ち切り、平成25年度はまた元の18万円に戻る。

ちなみに、国の事業仕分け作業では、日振協の「審査・認定事業は廃止」と判定されたが、日振協は、昨年2月に採択した「維持会費」や「審査料」の負担軽減措置で、平成22年度の改正後の申請から24年度までの間、特例措置として上記を含めて様々な審査料の変更を行った。ただし一番額も高い「入会金」は、現行「30万円」を高水準のまま据え置いた。

また、従来あった日振協の「新規審査」は、文部省を主管課とする「日本語教育検討会議」の「取りまとめ報告書」を踏まえて廃止。今、日振協は、法務省の告示校の資格をとって開設した日本語学校が、開設後1年1か月後経った場合に「開設状況の審査」を行っており、この「開設状況審査料」は1件につき「10万円」としている。

このほかの特例措置では、開設後3年の「更新審査」は、維持会員校は「現行14万円を8万5千円」に。2回目以降なら「現行7万円を1万5千円」に下げた。また「変更審査」は、「現行14万円を10万円に」下げる。

他方、非会員校の場合、「更新審査」は「現行28万円を14万円に」、2回目以降は「7万円」に下げた。「変更審査」も「現行28万円」を同じく「14

万」に下げたが、これらの軽減措置は、いずれも平成25年度から元に戻る。

これでは「喉元過ぎれば、熱さ忘れる」の類で、とにかく「お金の取れるところがあれば、なんでも取ろう」という姿勢が、少しも改まっていないように見え、公益を目的とする財団とは、とても思えないのだが…。

◆3年に1度の更新審査はまったく不必要

当の日本語学校経営者はさらに指摘する。「今の実態は認定審査を日振協もするけれど、法務省も独自でやるということや、更新、変更も法務省入管で受け付けるし、日振協も行なうという変則的な状況に置かれています」と報告した上で、『日振協も行うが、入管でも受け付けている』というようなことは、日振協自らは決して言いません。これは会員が減ることを恐れてのことと思われる。」という。

公益性の高い財団法人として日振協は公平、公正な運営を心がけるべきなのに、本来の在り方を逸脱した高い維持会費の徴収と同様、フェアな告知とはいえない告知の仕方だ。実際、法務省入管局は、「新規審査」のほか、法務省の告示校で学校の名称や位置の変更、規則の変更など重要事項の変更を生じた場合の「変更報告（審査）」も、日振協を介さずともいずれも事前の行政相談として同局で受け付けている。日本語学校関係者は、制度の建てつけがそうなったのに、そこをきちんと会員校に伝えないのはフェアなやり方ではない、という。

日振協が実施してきた日本語教育機関の「審査・認定（証明）事業」について、同協会は政府から補助金を受けている公益性の高い財団法人でありながら、日本語学校から財団設立の趣旨を超える多額の審査料金や会費などを徴収し、不当に高い2億円もの金を内部留保していたことが報道で取り上げられ、国会で政府の責任が追及された。この結果、平成22年5月に政府が事業仕分けを行い、日振協の審査・認定（証明）事業制度が「日振協を通さなければいけないのか不明確であり、法的により明確な制度に改めるべき」との趣旨で同事業を「廃止」と判定し、「審査・証明事業」は法務省入管局で受け付けると決定した。

◆「当分の間以降」も国が開設に係る行政相談の受付と審査実施

そこで前述のように、政府は文部科学省が主管となり、法務省、外務省など関係省庁、並びに日本語教育機関関係者らによる「日本語教育検討会議」を設けて、日本語教育制度をきちんと整えるべく、新しい審査基準や日本語教育の充実策などの検討を重ね、昨年度末の今年の平成24年3月末に「取りまとめ報告書」を得たのだ。

そこでは「法務省告示に係る新規審査」については、平成23年8月の「第一次取りまとめ」では、新規開設を希望する日本語教育機関に対する審査については「当分の間は、国による審査を行うべきと考える」とした。

その後「当分の間以降の審査の枠組み」について引き続き検討した結果でも、「法務省告示に関する新規審査の枠組み」については、両省協力の下、適切、確実に実施することとし、取りまとめ報告書では「国が行うとされた当分の間以降も、引き続き国が開設に係る事前の行政相談の受付及び審査を行い、在留資格認定証明書交付申請後に審査結果を踏まえて告示を行う枠組み」を決めている。つまり「審査・証明事業」の受付窓口を、半永久的に日振協から法務省に完全に変更したのだ。

さらに「取りまとめ報告書」は「効率的、効果的な審査のため、引き続き法務省が開設に係る事前の行政相談を受け付け、文部科学省の協力を得つつ審査を行い、法務省が告示を行うこと、及び両省が両省の事務を円滑に実施するための環境整備を実施」と明示し、「日振協の審査・証明事業が必要ない」ことを明確にしている。

また、手紙にあるような「更新審査」（日振協では3年に1度行ってきた）などは、もともと法的には必要のないものを、従って法務省入管局も求めているものを、あたかも必要な審査のように思わせて費用を会員から徴収してきたもので、財団法人として、不当に審査料を取る公平・公正を欠くやり方だ。

この点については、全国日本語学校連合会（J a L S A）も、昨年2月23日付けで、文科省の学生留学生課宛に提出した日振協の「事業廃止」を求める要望書の中で「すべての維持会員校は、日振協に更新申請を提出し、更新料を払い、更新認可を受けなければ、留学生の申請を、各法務省地方入国管理局へ提出できないと思い込まされてきたが、法務省の見解によれば、日本語教育機関の法務省告示を受けた場合、3年に1度の更新申請は不要だった」と厳しく指弾してきたところだ。

◆排すべきアンフェアなやり方は公益法人の名を汚す

九州地区の学校関係者は、日振協の組織のあり方について「今年3月の理事会で一般財団法人を選んだ実情をつまびらかにしています。また、停滞している人事、今回の不祥事についても、責任を取らない体質、会費返却の要望については『寄付だ』と言って返却をしぶり、逆に徴収するときは『会費だ』と状況に応じて言い方を使い分けする。そのようなアンフェアなやり方を、公益性の高い財団法人としてふさわしくない」と厳しく批判している。

関西の日本語学校関係者からは、当時「平成20年の入管法施行規則の改正後、審査・証明事業は他の法人でも行えるようになったが、事実上、日本語教

育振興協会の独占事業となっている。これは公的な事業として適当か」と批判的意見を開陳されたが、この審査・証明事業の独占体制は「政府の事業仕分け」と「日本語教育検討会議」の検討の結果、崩れたのだ。

日本語学校関係者の間からはこれだけではない。「政府から支給される学習奨励金や中国の教育認証制度も、日振協を通じなくては利用できないと思い込まされてきたが、実際には、これも日振協の維持会員校でなくても、規定の料金をきちんと払えば利用できる。この種の不誠実な対応が、日振協の周りには多すぎる」と批判が飛んでいる。

これはベトナム学生の教育認証制度の導入を実現した日本語学校の唯一の業界団体である全国日本語学校連合会（J a L S A）の躍進を封じ込めるための、いやがらせ的行為とも、周囲からは見られた。

◆金権・閉鎖体質を改めよ！ 割高の参加費も加重な負担

同関係者は「日振協の会費（これを木原専務は寄付行為にもとづく寄付だと主張している）を納付しない場合は『日振協からの情報提供サービスをしない』と言っていますが『入会金30万円を納めているわけですから、会員の資格はある』と私は判断しています」

「この入会金の性質について尋ねたところ、これについても『寄付だ』（専務理事）と言っています。会費を含めて寄付だったとすれば、今のような財政状況にある日本語学校で、納付できない、あるいはしない学校があっても問題ではありませんか。現に評議員になっている学校でも、会費未納になっているところがあります」

「（日振協は）昨年3月時点で『100校余り会費未納の状況』です。今後、各学校の皆様は日振協の必要性について十分判断されて、会費を納めるかどうか決められた方がよいかと思います。日振協の幹部は会費の返却をしたくないときは『寄付だった』と言い、徴収するときは『会費だ』と使い分けています。また、日振協では研修会などを開催されていますが、会費以外にその都度、割高の参加費なども徴収しており、地方から参加する場合も旅費などを含めると多額の費用を要し、小規模の学校では、これが過剰な負担となり事実上、参加できていない状態です。学校法人などの日本語学校では、所管官庁があるので、更に日振協などの団体が真に必要かどうか疑問があり地域で団体を組織すれば非会員でもやれるのではないかと思います」などと訴えている。

関係者はとにかく、日振協の金権体質とフェアではない恣意的な言い逃れ体質を一様に厳しく批判している。日本語学校関係者は、昨年から今年にかけ、東日本大震災と放射能汚染騒ぎ、さらには円高に苦しみ、留学生集めに必死に努力している真最中だ。中には、来年持つかどうかという苦しい運営を強いら

れている日本語学校もある。日振協が、公益性に反した高い入会金・維持会費、何重にも巡らされた審査料、約2億円もの内部留保金を集めた、その金権・閉鎖体質を改めることは急務だ。

◆あらゆる知恵と全力を尽くして再出発を目指そう！

とにかく、今や日振協を見る日本語学校関係者の目は不信に満ちている。しかし、その一方で、日本を取り巻く情勢は急激に悪化している。出生率が低下し、急速な勢いで人口減少が続き、労働力の減少が危惧されているところだ。世界ナンバー3の経済力を維持するには、もっと門戸を広げて海外からの移民・留学生の受入れが不可欠な時代状況にきている。政府の「留学生30万人計画」が絵に描いた餅に終わらず、その進展が真剣に待たれる昨今だ。

そうした状況の中で、日本語学校支援の有力な窓口であるべき「日本語教育振興協会」がこのような視野の狭い行為を続けていていいものだろうか。

日本語学校関係者の唯一の業界団体である「全国日本語学校連合会」(J a L S A、荒木幹光理事長)は、北は北海道から南は沖縄まで広く全国を網羅する参加校で構成され、会員80校、企業・大学などの賛助会員45団体の組織を誇る。会費は日振協と違って、入会費1万円、会費年5万円、賛助会費5万円の健全な設定となっており、随時、理事会を開催して、昨年3月の東日本大震災や福島原発事故への対応と風評被害の補償交渉など緊急対応を素早く行ってきたほか、「日本語教育検討会議」への参加など日常活動を以下のように活発に展開してきた。

すなわち、①日本語学校と大学・企業・専門学校を結ぶ「J a L S A進学フェア」を6月と12月に開催、②谷内正太郎・前外務事務次官など一流講師を招いての「J a L S A教育・文化懇話会」を年5回開催、③日本語教師研修のための「J a L S A教育ゼミ」を年3回開催、④2010年4月1日、ベトナム教育省との間に初の「ベトナム教育認証制度」を設定、⑤他団体と協力して関東地区で年1回の「留学生日本語スピーチコンテスト」開催⑥日本語教育に関連した啓発書『留学生通信』の発行⑦ホームページを介したJ a L S Aネットワークの構築——など幅広い事業展開を行い日本語学校関係者と社会に向けて活発な啓蒙活動を展開している。

全国の日本語学校関係者は今こそ、留学生支援という本来の仕事に専念して、学校関係者・関係団体の絆を創り、日本と母国との虹の架け橋となるような素晴らしい留学生を育てるために、あらゆる知恵を絞り、かつ全力を尽くして再出発を目指すべきだろう。その意味で、全国の日本語学校関係者の皆様に、改めてJ a L S Aの存在意義を問うとともに、今後の進路について皆様の熟慮を切にお願いしたい。